

幕藩体制下における八代城：「一国一城令」による 存続と地震による移転について

花岡，興史
九州大学大学院比較社会文化研究院

<http://hdl.handle.net/2324/4771859>

出版情報：八代市文化財調査報告書. 49, pp.152-160, 2018-08. 八代市経済文化交流部文化振興課編
バージョン：
権利関係：



幕藩体制下における八代城

—「一国一城令」による存続と地震による移転について—

九州大学 比較社会文化研究院 花岡 興史

はじめに

現在、八代市の中心部の松江に存在する八代城跡は、東大手口橋の欄干の擬宝珠に元和8年（1622）と記されているから、この時には完成されていたことが考えられる。以前の八代城は現在の場所とは異なり、球磨川と前川の間三角地帯に築城されていた。それは、慶長10年（1605）に作成されたと推定されている「肥後国慶長国絵図^①」にも確認出来る。

もともと、八代城は南北朝時代に古麓に築城され、その後、麦島の地に小西行長によって移された。ここに石垣のある城郭としての八代城は誕生した。その後、関ヶ原の戦いの後に加藤清正領へ編入され、清正逝去後の慶長17年（1612）に江戸幕府の下知状により加藤家の重臣である加藤正方が城代として居城した。その後、元和5年（1619）にあった地震で崩壊し、現在の松江の地に移築されたといわれている。この八代城の変遷は、特に戦国時代から江戸幕府の安定期の世相を大きく反映していることが特徴である。しかし、このことについての同時代の史料はあまりなく、八代城がなぜ現在まで存在しているのかという理由も明確ではない。また、全国の大名が従ったとされる「一国一城令」で残された理由も不明瞭である。

本稿では、八代城について曖昧であった内容について、その根拠を明らかにして、さらに従来の史料を再検討することによりその歴史の変遷を明らかにしたい。

1. 加藤清正の支城体制

加藤清正の治世時、慶長10年（1605）に作成されたと考えられる「肥後国慶長国絵図」をみれば、肥後国内には13の城郭が画かれている。この内、領外である天草郡の2城（富岡城・栖本城）と球磨郡の3城（ゆのまへ城・人吉城・大畑城）を除いた8つの城郭が「清正の城」である。

清正は、この絵図の作成段階では熊本城を中心とし他国に繋がる街道を意識した支城体制を構築している。

絵図を参考にすれば、北に向かう北部の豊前街道と三池街道には「関ノ城」、東に向かう豊後街道には「阿蘇城」、日向街道には「矢部城」が配置されていた。また、薩摩街道には、熊本城を起点として、順に「宇土城」、「八代城」、「佐敷城」、「水俣城」が配置されており、この中で宇土城は天草郡への街道のおさえとして、また、佐敷城は球磨郡に向かう人吉街道の押さえとして存在していたことがうかがえる。

このように加藤清正は、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い終結後の国づくりに際し、熊本城を中心とし、街道沿いに7つの支城を配置している。これらの配置は、清正の領国経営の一端を表していると考えられる。絵図に見られるような清正の支城体制を本稿では「七端城体制」と呼びたい。なお、同時代においては支城を「端城」と名記しており、よみは「はしろ^②」である。

「七端城体制」の終焉は、慶長16年（1611）の清正死去の翌年に江戸幕府年寄から加藤家の重臣に出された九か条からなる次の下知状^③である。これは、直前の6月14日に清正の嗣子忠広に対して肥後国所領安堵の朱印状（「下川文書」）を下付された直後に出されておられ、清正没後の支配体制を幕府の介入によって一新するものであった。

〈史料一〉（抜粋、下線部は著者による）

条々

- 一 水俣・宇土・矢部三ヶ所之城、可為破却、然者、水俣・宇土有之諸侍妻子共、熊本引越尤候事、
(中略)
- 一 八代城代之事、加藤右馬允被仰付候、然上者彼地有之諸侍、不残右馬允与力被仰付候
- 一 右馬允知行之事、近年於内牧令領知高、当於八代城廻可被相渡事、
付、此以前、令与力候馬乗・徒侍・鉄砲之者、八代引越上者、知行・切米・扶持方以下、如近年有来、於八代右馬允可相渡事、
(中略)
- 一 加藤万兵衛事、内牧城代被仰付候、知行之事、当分於内牧城廻可被相渡事
付、於矢部諸侍与力徒侍妻子、内牧へ可引越事
- 一 加藤美作守知行三千石被下候間、中の所に而可被相渡事
(中略)

右条々、尚肥州へ被申達、以其上、可被相究者也、仍如件
慶長十七年六月廿七日

青山図書助
土井大炊頭^(ママ)
酒井雅楽頭
本多佐渡守

加藤丹後守殿
加藤右馬允殿
加藤大和守殿
並川但馬守殿
下川又左衛門殿

この下知状は、熊本城を中心とした七つの支城（南関・内牧＜阿蘇＞・矢部・宇土・八代＜麦島＞・芦北・水俣）の内、矢部・宇土・水俣の三城の破却を命じている。また、内牧城代であった加藤正方（右馬允）を八代城代に転任させ、後任の内牧城代に矢部城代であった加藤万兵衛を配置し、その家臣や妻子等を内牧に移すように指示している。このように、幕府が、下知状によって支城破却を命じていることは注視すべき点であると同時に、清正亡き後の加藤家重臣の人事権にいたるまで介入していることの意義は大きい。

この中で八代（麦島）城については、「加藤右馬允被仰付候、然上者彼地有之諸侍、不残右馬允与力被仰付候」とあるように、内牧から八代城代に移った加藤正方に対し八代在番の侍を与力とし、八代での支城体制を安定させようとしていることが理解できる。また、

八代に引き越す力衆には、知行や扶持などを正方から渡すように指示している。

この下知状で注目されるのは、清正時代の重臣であった加藤正次（美作守）の知行高を南関城代のまま 12,600 石から大きく削減して 3,000 石としたことであった。これは、事実上の隠居的地位であり、下知状の宛所は正次の嗣子加藤丹波守の名前が記してあることで理解できる。

2. 「一国一城令」による八代城の存続と加藤正方

慶長 17 年（1612）の下知状により八代（麦島）城代となった加藤正方は、同年 9 月 27 日に藩主となった加藤忠広より次の宛行状⁽⁴⁾を付与された。

<史料二>

為替之地宛行所領之事、於八代郡之内壹万六百五拾石余遣之候、目録別紙在之、全所務可抽勲之状、如件

慶長拾七年

九月廿七日 忠廣（花押）

加藤右之允とのへ

ここに、知行高 10,650 石となった正方は、新藩主忠広を実質的に支える存在になっていくことになる。

加藤忠広の施政において画期となるのは、慶長 19 年（1614）から始まった大坂の陣であろう。南関城代の加藤正次（美作）らが、大船二艘で大坂方に兵糧を送り込んでいることなどから、豊臣秀頼との関係を疑われていた。直ぐに正次の年寄役を解いたが、冬の陣と夏の陣の両方に出陣の許可が出されなかった⁽⁵⁾。

翌 20 年閏 6 月 13 日（元和元年の改元は 7 月 13 日）、大坂の陣終結後の直後に出された「一国一城令⁽⁶⁾」では、八代（麦島）城は岐路に立つことになる。熊本藩では先に出された慶長 17 年の下知状により、7 つ存在した端城は、この段階では、北から南関・阿蘇・八代・佐敷の 4 つとなっていた。結果として、この中で八代城だけが実質的に破却をまぬがれている。

このことについて、一般的に目に触れやすいインターネットサイトであるウィキペディア「八代城」⁽⁷⁾には、「元和の一国一城令によって熊本藩内の南関城・内牧城・佐敷城などが取り壊されても、麦島城は例外的に存続が認められていた」「元和の一国一城令によって熊本藩内の南関城・内牧城・佐敷城などが取り壊されても、麦島城は例外的に存続が認められていたが、元和 5 年（1619 年）の大地震のために倒壊し廃城となった」「麦島城時代に認められた一国二城体制は継続されたことは、一国一城令（1615 年）の中では全国的にも異例のことであった。熊本藩内に 2 つの城（熊本城、八代城）の存在が許された理由は、南の大藩・薩摩藩および隣藩・人吉藩への備えとしてというのが通説であるが、島原の乱の舞台となった天草のキリシタン弾圧の備えまたは小西時代に増えた領内のキリシタンへの備えとしてだとか、またこの時期にしばしば現れた異国船への備えとしてだとか、あるいは秀吉恩顧である加藤藩の財政を逼迫させるためだとか、その他に諸説もある。

いずれにしろ幕府が特例を認めなければ現在の八代城は存在しなかった」とある。

これによれば、八代（麦島）城が存続したのは、「例外的に認められた」「一国二城体制が継続されたことは、一国一城令（1615年）の中では全国的にも異例のことであった」「幕府が特例を認め」と例外的・異例・特例と意外性を強調している。

またその理由としては、薩摩藩と人吉藩、またキリシタンの備えとしての役割や、熊本藩の財政を逼迫するためなどと、諸説を列挙している。しかし、このウィキペディアの記事には、全く根拠が述べられていない。

ウィキペディアを根拠に、論考を進めることはあり得ないが、この認識は驚くほど浸透しており、人口に膾炙されており一般的な「常識」としてインターネット上の情報だけでなく出版物にも多くみることが出来る。

八代城が存続した理由がわかる同時代の史料は存在しないが、比較的近いものとして正方が亡父可重のために創建した浄信寺の記録（「浄信寺興記録（以後「興起録」と略す）」）に、「元和改元乙卯、天下有一国一城之制法、然如肥後、最為大国、故官容八代子城、於是戚老之中、獨擇正方、以為八代郡麦島城主、更日右馬允也^⑧（下線部は著者による）」とある。

これによれば、肥後国は大国だから許されたという記述しか無く、上記した一般的な「常識」となっている薩摩へのおさえなどの理由は見いだすことが出来ない。

ただ、この史料の成立は天和2年（1862）であり、67年後の記述であることは注意しなければならない。そもそもこの史料にある「一国一城」という概念が、同時代のものかも不明である。

では、上記した八代存続の理由は、いつの段階で「常識」なったのであろうか。

確実な資料を見ることは困難であろうが、その「常識」の根拠となったのは、おそらく蓑田田鶴男による労作『八代市史 第三巻^⑨』に求めることができるだろう。蓑田は前述した「興起録」の他に次の2点の史料を掲載している。原史料は未見であるが、本稿の論旨にしたがい、ここでは蓑田の引用をそのまま紹介しよう（ルビも蓑田による）。

- ①「忠広よりて南関・内牧・佐敷の三城、これを毀つ。ただ府城のほか八代の一城、ゆえありてこれを残す。」（「通考」202頁の「八代城記」）
- ②「肥後国、大国の儀ゆえ、加藤肥後守殿忠広（平野流香氏、忠広と註）願により八代城を残しおかれ候。八代の儀は薩摩口を押え、海上は異国までも打ち通り候ゆえ、加藤右馬允正方に、番頭七組・鉄炮頭二組・徒行小姓・足輕以下大勢、熊本より付けおかれ候。」（「八代御城記録抜」平野流香氏 25頁による）

蓑田は、八代城存続の理由をこの2点の史料と「浄信寺興起録」から次の考察を行っている。これによれば、第一に肥後は大国であるということ、第二に薩摩に対する押さえと異国船へ対する備えであるとしている。さらに蓑田はキリシタン禁制の強化も理由のひとつであると推測を付け加えている。ほかにも、「肥後は一国二城の特例国」という表現も見ることが出来る。蓑田の考察をみれば、現在我々が八代城の存続についての「常識」はここにほぼ出つくされているといえる。ただ、ウィキペディアにみられる「秀吉恩顧で

ある加藤藩の財政を逼迫させるため」という文言は考察には含まれていない。

そもそも、「一国一城」という概念が、不明瞭でありながら「一国二城の特例国」という表現は疑問を生じざるを得ない。例えば、肥後国という「国」を基準に考えれば、他領である天草郡や球磨郡には城郭が存在し破却されてはいない。また、一国は一藩と仮定して「一藩一城」という意味を想定すれば、当時、豊前国を領有していた細川氏は小倉城と中津城を残存させている。しかも小倉・中津の両城は同じ豊前国なので「一国一城」ですらない。よって加藤忠広領である肥後国の「特例国」という言葉が八代城の性格を規定して、それが先入観となっている感は拭えない。

問題は、なぜ5点しか確認出来ない「一国一城令」の老中奉書で、多くの城が破却されたかということである。詳しくは別稿に譲りたいが、特に老中奉書を受けた5人の大名はいずれも家臣団の統制が困難であった。むしろ老中奉書の発給を根拠に城下町集住をはじめとする家臣団統制を行いたかったのではないだろうか。

蓼田が用いた史料はいずれも「一国二城の特例国」という後世に推測をもとに書かれたもので、信憑性はあまり感じられない。また、豊臣家が滅亡したこの段階に薩摩藩に対する備えであるとはとても考えられない。これについて『熊本市史⁽¹⁰⁾』では、「八代城が残された理由は、対島津氏対策といわれているが、むしろ有明海・八代海の海岸線を防備する体制の問題、およびキリスト教の侵入防備問題があったと思われ、翌二年の外国船寄港の二港（長崎・平戸）制限との関連も推定される」と島津対策を否定しながらもおおよそ蓼田説を継承している。しかし、翌年の寄港制限も「鎖国体制」の始まりと結果から導き出した結論で根拠は明確では無い。

ではなぜ八代城が存続できたのであろうか、時代背景を鑑みながら八代城の存続を考察すれば、それは前述の加藤清正死去の翌年に出された慶長17年の下知状をみれば理解できる。これをみれば清正亡きあとの重臣たちの覇権争いを抑止しているように見える。この下知状は、従来、幕府の命令により清正の支城体制の一部を瓦解し、後の「一国一城令」につながる前駆的な性格であると考えられていたが、それは結果を知る我々の感覚である。清正の女八十姫（搖林院）は、家康の子である紀州徳川家の初代頼宣に正室で嫁いでおり、また忠広の正室は徳川秀忠の養女（実は蒲生秀行の女）琴姫であり、そもそも忠広という諱は將軍秀忠の一字書き出しである。このような背景から、徳川家がこの段階で加藤家を重視していたことは疑いが無い。

幕藩体制の中で、幕府は藩の安定した相続を望む傾向があり、下知状を出し正方の立場を明確にするためにステータスとして八代城を残存させ、加藤家の安寧を指向したのである⁽¹¹⁾。それは、幕府が、元和4年（1618）におこった正方と正次（美作）の内部対立において、正次を初めとする清正と縁戚関係の深かった重臣を一掃させたことから理解できる。

3. 八代城の移転（麦島から松江に）

麦島にあった八代城は、元和5年（1619）3月17日の大地震で崩壊し、その後、幕府から許可をもらい松江の地に移転されたといわれている。前述の「一国一城令」の時に存続を許されたという内容と同様に、実際の地震の規模や被害状況を表す一次史料は存在し

ない。また、幕府から特別に許可をもらって移転したという記録も一次史料に見いだすことはできない。

慶長20年7月7日に出された武家諸法度に「一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構營堅停止事、城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也」とあるように、城郭の「新儀之構營」は「大乱之本」である。この時、松江に城郭を再建することは何らかの特別な許可があったことは自明の理であろう。ただし、この八代城の再建は「例外」ではない。例えば松倉重政の居城である島原城は、もともと有馬直純の居城であった日野江城から重政が移転したもので、元和4年から築城を開始し寛永元年(1624)には完成しており、政治的背景からみても八代城の移転と似通っている。

八代城の移転の根拠となった大地震については一般に知られる内容は前章で取り上げた「興起録」に「元和五年己未春三月十七日、大地震動、山鳴谷応、潮翻水涌、城郭崩壊、其陸頽毀、人畜係災死傷無数、巍然都会忽變荒陵、於是 忠廣君欽達 台廳、移城于同郡松江、正方施準繩設要害、採巨石於白島、運良材自青山、土宅商居反映、殆勝于麦島也(句読点は著者による)」という記述からである。

これを詳細に読むと、山が鳴って谷が応えるという表現は地崩れのこと、潮翻り水が湧くという表現は津波と液状化現象のことであろうか。「城郭崩壊、其陸頽毀」とあるように麦島にある八代城は崩壊し、石垣まで崩れたことが書かれている。また人畜は無数に死傷し、城下町が荒廃した内容が明確に書かれている。この表現を見ると、平成28年(2016)年4月14日・16日に発生した熊本地震を経験した著者からみれば、熊本城の状況も含めてかなりの臨場感を感じる。また、平成23年(2011)年3月11日に発生した東日本大震災による津波の被害を知るものとしても、「潮翻り」という表現は、緊張感すら感じられる。

しかし、前述したように、この元和5年ことを伝える「興起録」は、天和2年(1682)の記録なので実に63年後のものであることは重要である。ただ、同じ3月17日の別の史料に地震の記録があることは極めて興味深い。この史料は岡藩(現大分県竹田市)の日記⁽¹²⁾で「三月十七日、午の刻、岡大地震御城所々破損」と書かれている。また、時刻は午刻(午後12時前後)と具体的である。確かに、平成28年の熊本地震の時も岡城は被害に遭っており看過できる内容ではない。

ただ、気になるのはそれだけの規模の地震が、同時代の他の記録に全く見えないことである。例えば、当時豊前国を領有していた細川家の忠興・忠利親子はどんなに些細なことでも往復書簡に認めており、その数だけでも3,000通を超える。これらの内容を全て見ても、八代城崩壊の記事が全く見えないことは不自然にも感じる。また、一般的な根拠となっている「興起録」も描写が詳細なだけに却って信憑性が欠ける感がある。さらに、この地震の記録を伝える「興起録」が一番古い史料ではない。

地震の記録を伝える比較的古い史料は、おそらく北嶋雪山による『国郡一統志(以下『一統志』と略す)』であろう。この史料は、雪山が国中の寺社古城址名称を調査したもので、後の地誌類の参考にされているものである。雪山は「麦島城」項目の中で、「天正年中、小西撰津守築之、使小西美作守之、後清正公使加藤右馬允居之、元和六年大地震城崩」と地震で崩壊したことを表している。この史料は寛文7年(1667)のもので、「興起録」よ

り15年前のものであるが、それでも地震が発生した年より50年近い年月が経っている。しかも『一統志』は「興起録」より古い記録でありながら、地震発生のを元和6年と明記してある。ただ、雪山は、寛永13年(1636)の生まれで同時代の人間ではない。

では、八代城が地震で崩壊したのは事実であろうか。これについては次の史料が興味深い。

<史料三⁽¹³⁾>

同年(元和六年<1620>)、八代郡司加藤右馬允政勝(正方、以下同)、新城築之節、材木所望有之、其由来ハ、此政勝ハ加藤肥後守忠広股肱之家臣也、居城徳ノ瀨麦嶋也、然ルニ、去々年彼地因大地震、城中尽ク破却ス、因之、政勝新城築之節、上使御下向、繩張相濟候ニ、仍テ球麻(球磨)へ材木所望之儀、言上上使、上使可然ト有之、発足之後、政勝自身当地ニ来テ請木材、因是渡利ヨリ下山ニテ被与木材、然間造竟ノ上、為此御礼、芦北郡於田浦被致御船場進上ケル、其後細川家至御代、遙以後今之八代ニ御所替也、今之御船仮屋是也、(括弧および句読点は著者による)

この史料は、球磨郡相良家のもので、明和5年(1768)以降に編纂されたものである。「新城築之節、材木所望」とあるように、加藤正方が相良氏に新城(松江)の木材を所望したことが記してある。元和6年の記述に、「去々年彼地因大地震、城中尽ク破却ス」とあり、「去々年」は元和4年なので地震は元和5年ではない。確かにこの史料は元和期から150年ほど後のものであるが、今までの史料と比較しても、年号の不一致は考慮すべき問題である。

この史料で注目できることは、「城中尽ク破却ス」という表現である。「崩壊」ではなく能動的な「破却」という表現は、特に気にかかる。同時代の史料ではないので明言はできないが、慶長17年(1612)の下知状(<史料1>)に「八代城代之事、加藤右馬允被仰付候、然上者彼地有之諸侍、不残右馬允与力被仰付候」とあるように、内牧から八代城代に任命された加藤正方は、「彼地」である八代の「諸侍」を「与力」として編入する必要性があり、従来の八代城があった麦島の地は狭かったと感じたのではないか。

平成14年(2002)から翌年まで、都市計画道路建設に伴い八代市教育委員会により麦島城の詳細調査が行われた。発掘調査により麦島城の石垣一部が明らかになった⁽¹⁴⁾。検出された石垣は崩れているものの、崩壊したといわれる石垣の下部にはその崩落石はあまりみられず整然と片付いているように見える。また、玉石で規則的に詰まれた井戸も幾つか検出されたが壊れておらず地震の様子は窺えない。これらの内容を見れば、相良家の史料(<史料3>)が伝える「城中尽ク破却ス」という文言とおお、崩壊したというよりむしろ引越したという印象が強い。

よって麦島からの移転の本質的な理由は、地震で崩壊したというよりより広い城下町を形成するためであると考えた方が自然である。

おわりに

本稿では、八代城について「一国一城令」による存続と、地震崩壊による松江への移転に焦点を絞り論じてきた。この2点については、同時代の史料が存在しないことから後

の史料に多く登場する。このため先入観により、これらの内容が後の時代の世相を反映して脚色された部分があるであろう。よって、その根拠となった史料をあげその内容を検討してきた。

幕藩関係において、基本的に幕府は大名家を存続させようという考えがあり、加藤清正死去後に嗣子忠広が幼少であったことを考えれば、正方が加藤家存続のキーマンとして認識されていたことは疑いない。そのため「一国一城令」の段階でも八代城を存続させ正方を擁護し加藤家の安泰を幕府も指向していたのであろう。

元和期にあった大地震により麦島城は崩壊したといわれているが、慶長17年の下知状に「彼地有之諸侍、不残右馬允与力被仰付候」とあるように、正方は従来八代在住の諸侍も与力として編入することになった。このため、従来の麦島の地は正方の城下町形成プランには手狭になったと考えられる。よって、地震を契機としてより広い松江の地に、実際は「破却」して松江の地に移築したものである。それが麦島を廃城にした本来の理由であろう。

寛永9年(1632)12月22日、加藤氏改易により松江にある八代城に入った細川忠興(三斎)は、子の熊本城主細川忠利に対し「城之普請作事以下、右馬允(正方)身上二者事之外過ぎたる躰⁽¹⁵⁾」と書状で著している。忠興は、八代城を正方には過ぎたるものとして認識している。つまり松江に移築された八代城は、加藤家を支える筆頭家老としての正方の存在を象徴していたのである。

〔註〕

- (1) 熊本大学寄託「永青文庫」蔵。
- (2) 支城を当時は「端城」と表記しているが、現在「黒田の六端城」にみられるように、これを「はじょう」と読んでおり、それが一般的に知られている。はたしてそうであろうか。例えば、文禄2年6月29日、朝鮮の晋州城陥落をうけ、当地に「御仕置き之城々」として多くの支城普請が開始されるのであるが、その中で豊臣秀吉が小早川隆景に充てた目録の表紙に「文禄貳年七月廿七日 かとかいの城・同はしろ」とある。また同様に鍋島直茂宛のものに「きんむい(金海)の城・同はしろ」ともある(『小早川文書』509号、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館 2006、228頁)。また慶長16年、毛利氏が熊本を調べたときの史料に「は城々々御座候衆も、しかと城を手堅御持之由申事(山口県文書館蔵「肥後国熊本様子聞書 七月十日」、『新熊本市史』史料編 第三卷近世I 88頁)」とある。他にも、寛永16年、細川光尚宛の御口上書に「八代之儀者、はしろの儀に候へハ(「部分御旧記」城郭部、細川家史料)」とあるなど、端城を「はしろ」と記載された例が散見できる。このことから「端城」は、「はじょう」ではなく「はしろ」もしくは「はじろ」と読むべきである。
- (3) 「家忠日記増補」『大日本史料』12編の8、328～330頁。
- (4) 国立公文書館蔵『楓軒文書纂』第五十五冊
- (5) 『熊本市史 通史編 第三卷 近世I』2001年、167～168頁。
- (6) そもそも「一国一城令」という「令」は存在しない。元々は個別大名宛に出された老中奉書がそれをさしており、島津・鍋島・黒田・毛利・山内の5つしか確認できず、しかも鍋

島氏宛のものは写ししかない。この奉書が「令」という認識を持つようになったのは、大正11年(1922)の高柳光寿の論稿からである(「元和一国一城令」『史学雑誌』33-11)。詳しくは、花岡興史「江戸幕府の城郭政策にみる『元和一国一城令』『熊本史学』97」号、2013年を参照されたい。

- (7) ウィキペディアは、更新される可能性があるので、2018年6月30日段階であることを記す。
- (8) 「浄信寺興紀録」『大日本史料』第12編の21、339頁
- (9) 蓑田田鶴男著『八代市史 第三巻』八代市教育委員会、1972年、613～620頁。
- (10) 『熊本市史 通史編 第三巻 近世I』2001年、168頁。
- (11) 鳥津亮二は「八代城を存続させることによって、唯一の“城持ち家老”として加藤正方の政治的地位を相対的に高め、家老合議制のキーマンとしての位置づけを明確にする意味合いもあったと考えられる(『平成24年度秋期特別展示会 八代の歴史と文化22 入城400年記念 八代城主・加藤正方の遺産』2012年、八代市立博物館未来の森ミュージアム、75頁)」と八代城存続の意義を述べている。
- (12) 北村清士校注『中川史料集』1969年、196頁。
- (13) 『歴代嗣誠独集覧 相良村誌資料編二』1995年。
- (14) 発掘内容の詳細については、山内淳司著『八代市文化財調査報告書 第30集 麦島城跡』(2006年)を参考にされたい。
- (15) 寛永9年(1632)12月23日、細川三斎書状、細川忠利宛(永青文庫蔵)。内容については、註11の鳥津著による図録を参照した。

八代市文化財調査報告書第 49 集

国史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」

八代城跡保存修復報告書

平成 28 年熊本地震による被災と保存修復

平成 30 年 8 月 24 日

発行 八代市

〒 866-8601 熊本県松江城町 1-25

八代市教育委員会

〒 866-4703 熊本県八代市千丁町新牟田 1502-1

編集 八代市 経済文化交流部 文化振興課

〒 866-0844 熊本県八代市旭中央通 3-11 TS ビル 3 階

Tel:0965-33-4533

Fax:0965-33-4516

e-mail:bunka@city.yatsushiro.lg.jp

※熊本地震で庁舎が被災したため、上記ビルで業務を行っています。

印刷 株式会社 堀川印刷

〒 866-0044 熊本県八代市中北町 3567-1

本書に掲載の文書、図面、写真等については、学術論文における引用等、著作権法の規定に基づく掲載を除き、無断転載を禁止します。